

滝沢市建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算疑義（入札前に縦覧された設計図書に含まれる設計書における積算上の疑義をいう。）の申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(積算疑義の申立対象)

第2条 積算疑義の申立ての対象となる入札は、工事に係る入札（落札候補者（開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の金額をもって入札した者のうち最も低い金額を提示した者をいう。以下同じ。）が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）とする。

(積算疑義の申立手続)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）のうち、積算疑義の申立てを行おうとする者は、開札後からその翌日の午後5時までに、積算疑義申立書（様式第1号）を持参により市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間は、滝沢市の休日に関する条例（平成元年条例第28号）第1条に規定する休日（以下単に「休日」という。）を除くものとする。

3 市長は、第1項の規定による積算疑義の申立てがあったときは、当該入札における落札者の決定を保留しなければならない。

4 市長は、前項の規定により落札者の決定を保留したときは、入札手続の保留通知書（様式第2号）により、当該事実及び落札候補者の決定の取消しの可能性がある旨を、当該入札の落札候補者に対し通知しなければならない。

(積算内容の確認及び回答)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申立てがあったときは、速やかに積算内容を確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算内容を確認しないものとする。

(1) 入札参加者以外の者から提出されたもの

(2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの

(3) 積算疑義が具体的でないものその他積算疑義が特定できないもの

(4) 数量、仕様等配布された設計図書等により確認できるもの

(5) 申立て期間終了後に提出されたもの

(6) 入札前に質問を行うことにより確認できるもの

3 市長は、第1項の規定による確認をしたとき又は前項の規定による確認をしないときは、速やかに当該確認の結果又は確認しない旨を設計違算の確認結果通知書（様式第3号）又は設計違算の不確認通知書（様式第4号）により当該申立てを行った者（以下「申立人」という。）に対し、通知するものとする。

(申立結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあった場合の入札の取扱いは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 積算内容の誤りが判明した場合であって、落札候補者に変更が生じる等入札を取消さなければ適切な契約とならないと認められるとき 当該入札を取り消す。
 - (2) 積算内容の誤りが判明した場合であって、前号以外のとき 当該入札事務を続行する。
 - (3) 積算内容に誤りが確認できなかった場合 当該入札事務を続行する。
 - (4) 前条第2項の規定により確認をしなかった場合 当該入札事務を続行する。
- 2 市長は、前項第1号の規定により当該入札を取り消した場合は、落札候補者決定の取消通知書(様式第5号)により、当該決定を取り消された者に対して、その事実を通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項第2号から第4号までの規定により当該入札事務を続行した場合は、入札手続の再開通知書(様式第6号)を当該入札の落札候補者に対し通知しなければならない。この場合において、契約締結の日は、原則として当該再開を決定した日から起算して5日後(休日を除く。)とする。

(積算疑義申立ての取下げ)

第6条 申立人は積算疑義の申立てを取り下げることができる。

- 2 申立人は、前項の規定による取下げを行おうとするときは、積算疑義申立取下書(様式第7号)を持参により市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、積算疑義の申立て(同一の建設工事に対し複数の申立てがあった場合にあっては、その全ての申立て)が取り下げられたときは、前条第1項第3号の規定に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、取り下げられた時点において、積算内容の誤りが判明していた場合にあっては、前条第1項第1号又は第2号の規定に該当するものとして取り扱うものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。